

# 山吹区専有林管理規程

第1条 山吹区専有林の維持管理の適正を期するため、この規程を定める。

第2条 専有林の権利は、山吹区に居住し、区に加入している区民が有し、管理は区の計画に基づき業務委員会が行う。

第3条 専有林内において採取した物件は、すべて売買してはならない。ただし、公売により取得した物件はこの限りでない。

第4条 木材の売却及び払下げは区会の計画に基づき区長が行う。

2 売却は原則として公売によるものとする。

3 払下げを受けようとするときは、地区名又は団体名、責任者氏名、用途、使用場所、樹種及び数量（石数、又は本数、長さ、末日）を記入した申請書を区長に提出し、区会の承認を受け、その指示に従わなければならない。

第5条 前条による収入は区の経費に当てるものとし、区民に分配することはできない。

第6条 専有林内の薪炭材の伐採の範囲は区会が地区に割当てる。採取及び搬出のための入山期間は、11月1日から翌年3月31日限りとする。

第7条 落葉の採取及び搬出の期間は、毎年区会において定める。

第8条 採草は、区会で区域を定め採取及び搬出の期間は、6月1日から10月31日限りとする。

第9条 専有林内の採石、切芝、苔及び水草等の採取は禁止する。ただし、公共事業に限り、申請書を区長に提出し、区会に承認を得、採取場所、数量、価格及び搬出等について区長の指示に従う場合はこの限りではない。

第10条 専有林内で炭焼きを行う期間及び区域は、区会において定める。

第11条 第6条から第10条において定める専有林内の物件の採取に当り、松類、桧、杉、サワラ、モミ、唐松、唐桧、栗及びその他植樹苗の損傷、伐採をしてはならない。

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は区会で定める。

付 則

この規程は、昭和43年12月22日から施行する。

付 則

この規程は、昭和59年4月10日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月12日から施行する。